

そうだし！
お医者さんに
相談してみよう



禁煙したいのにどうしても止められない…

禁煙~~禁止~~外来

内科外来に一度ご相談ください。

禁煙外来(禁煙治療)は一定条件を満たす方が
健康保険適応となります。

以下の条件を**全て満たす方が対象です。**

- ① 1日の喫煙本数×喫煙年数の値が200以上
- ② ニコチン依存度テスト(TDS)が5点以上のニコチン依存症である
- ③ すぐに禁煙治療を始める意志があること
- ④ 医師から受けた禁煙治療の説明に同意していること。
- ⑤ 1年以内に保健を使った禁煙治療を受けていないこと。

診療日/(初診)毎週金曜日午前

施設基準を満たす為**敷地内禁煙**となります。

IMSグループ三愛会総合病院